六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有	
			民有	

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県黒川郡大和町、加美郡色麻町	国有	建物…約一五〇平方メートル 浴場として追加提供する。 陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇六五	大和王城寺原大演習場	宮城県加美郡色麻町	国有	建物…約六、九〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設等として追加提供する。 使用期間…平成二十七年九月四日から同月二十二日までの間 陸上自衛隊大和駐屯地及び陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	工作物…囲障等 囲障等として追加提供する。
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有	建物…約四、六〇〇平方メートル 工作物…照明装置等 訓練施設として追加提供する。
六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有	(1)北緯三五度一八分一四・四三秒　東経一三九度三八分三三・六三秒 (2)北緯三五度一八分一三・八秒　東経一三九度三八分三三・九秒 (3)北緯三五度一八分〇九・八一秒　東経一三九度三八分三〇・三五秒 (4)北緯三五度一八分一一・九五秒　東経一三九度三八分三一・四五秒 (5)北緯三五度一八分〇三・九八秒　東経一三九度三八分三八・六六秒 (6)北緯三五度一八分〇三・三七秒　東経一三九度三八分三九・六六秒 (7)北緯三五度一八分〇二・四二秒　東経一三九度三八分三九・三三秒 及び次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域。 海上自衛隊が浚渫工事を実施するため共同使用する。浚渫工事完了の日まで使用期間…約二九〇平方メートル 土地…約六二〇平方メートル 読谷村が電源設備の設置用地として共同使用する。
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有	工作物…雑工作物等 訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成二十七年八月三十一日から同年九月三十日までの間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間）

○関東地方整備局告示第三百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月二十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	横浜市中区本牧ふ頭一番二地先から同市中区錦町五番一二〇地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月二十五日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山市北区御津中山字向山一七四番二から同市北区御津中山字才ノ木一六四番四まで	前	一三・四〇～四〇・四〇メートル
	後	一三・四〇～一九・七〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　行橋都市計画道路事業三・三・二号行橋停車場線
三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福岡県行橋市宮市町、大橋三丁目、中央三丁目及び中央二丁目地内
使用の部分　福岡県行橋市大橋三丁目及び中央二丁目地内